下仁田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(26年1月1日)	A		В	B/A	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	8,640	4,892,319	54,620	845,423	17.3	16.1

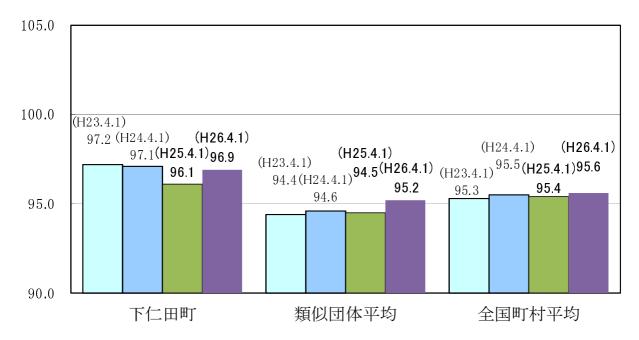
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給		与	費
	Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
25年度	人	千円	千円	千円	千円
	93	353,942	58,455	125,796	538,193

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,787	5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務)) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した。 1.た 指数
 - 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況 人事委員会なしのため記載不要

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

群馬県で導入を行わなかった事及び、群馬県内市町村においても、地域手当の増額等に関係する市のみの導入であったため 平成27年4月1日での導入を見送った。群馬県・群馬県内市町村の動向を確認しながら引き下げ時期を決定する見込み。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	区 分 平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
下仁田町	43.5 歳	328,300 円	376,823 円	353,566 円	
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円	
国	43.5 歳	335,000 円	_	408,472 円	
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円	

②技能労務職

										参考	
				公 矛	务 員			民間			
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B	
					(A)	(国比較ベース)	の類似職種		(B)	A/ b	
下仁	二田町	50.0 歳	4 人	336,600 円	373,375 円	369,200 円	_	_	_	_	
	うち用務員	54.9 歳	2 人	342,800 円	378,100 円	375,050 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.90	
	うち調理員	45.1 歳	2 人	330,400 円	368,650 円	363,350 円	調理員	44.7 歳	245,400 円	1.50	
群馬	5県	50.0 歳	122 人	334,513 円	369,253 円	356,877 円	_	_	_	_	
国		50.1 歳	3119 人	287,9920 円	_	326,6110 円	_	_	_	_	
類似	以団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	_	_	_	_	

		参考					
	年収~	年収ベース(試算値)の比較					
区分	公務員	民間	G /D				
	(C)	(D)	C/D				
下仁田町	_	_	_				
うち用務員	6,035,226 円	2,747,000 円	2.20				
うち調理員	5,868,576 円	3,350,100 円	1.75				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23~25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区	分	下仁田町		群馬県		国	
一般行政職	大 学 卒	172,200	円	177,300	円	172,200	円
	高 校 卒	140,100	円	143,400	円	140,100	田
技能労務職	高 校 卒	135,600	田	139,000	円		-
	中 学 卒	_	円	_	円		_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

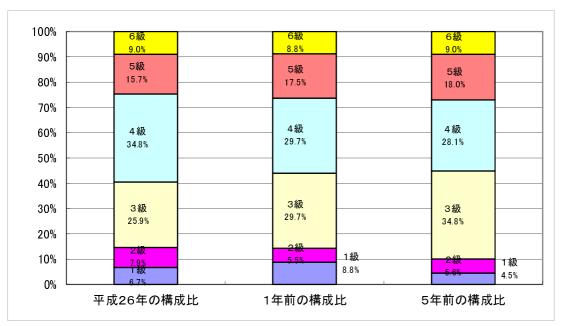
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,900 円	328,300 円	364,500 円	380,300 円
	高 校 卒	一 円	273,400 円	326,700 円	368,600 円
技能労務職	高 校 卒	一 円	一 円	331,200 円	一 円
	中学卒	一 円	— 円	— 円	339,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (26年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事			円	円
1	极	土尹	6	6.7	135, 600	243, 700
2	級	主任			円	円
2	11/2	工厂	7	7.9	185, 800	307, 800
3	級	主幹			円	円
J	1/2/	工程	23	25.9	222, 900	354, 700
4	級	係長・係長代理			円	円
4	11/2	你这一家这八座	31	34.8	261, 900	388, 300
5	級	課長補佐			円	円
J	1/2/	床及佣件	14	15.7	289, 200	400,600
6	級	課長			0	円
U	小汉		8	9.0	320, 600	422, 600

- (注) 1 下仁田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ 統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下仁	田町	群馬		国		
1人当たり平均支給額	〔(25年度)	1人当たり平均支給額	頁(25年度)			
1,409	千円	1,661	千円	_		
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の組	及等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の網	吸等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算5~20%、管理	里監督者加算10~25%	役職加算5~20%、管理	里監督者加算10~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

下仁田町						国			
(支給率)	自己都	合	応募認	定·定年	(支給率)	自己都	合	応募認	定·定年
勤続20年	21.62	月分	27.025	月分	勤続20年	21.62	月分	27.025	月分
勤続25年	30.82	月分	36.57	月分	勤続25年	30.82	月分	36.57	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置					その他の加算措	置			
定年前早期退	職特例加	算(2%	~20%加	算)	定年前早期	退職特例加	算(2%	~45%加	算)
(退職時特別昇給	無し)						
1人当たり平均支給額	į	25	,004 千月						
(平成26年4月1 均支給額に係る 55.86となってい	支給率は前								

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

(= 0 = 74 = 11.7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
支給実統		0 千円			
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)	
支給対象地域なし	0 %		0 人	0 %	

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業		感染症の患者若しくは 疑いのある患者を救護 し若しくは感染症の病原 体の付着した物件若しく は付着の危険のある物 件の処理作業に従事し た場合		1件当たり 1,000円以内
行旅病人・行旅死亡人 の取り扱い業務	一般職員	行旅病人・行旅死亡人 の収容作業に従事した 場合	0 千円	1件当たり 1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	18,209 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	222 千円
支給実績(24年度決算)	19,034 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	221 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、 そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの 子5,000円加算	同		14,422 千円	236,428 円
住居手当	借家・借間人居者は家 賃額により最高27,000 円	同		4,926 千円	273,643 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤 距離に応じて2,000円~24,500円	同		5,357 千円	64,537 円
管理職手当	課長 30,200円 所長 17,500円 課長補佐 16,600円	異	国の支給 額 49,600円~ 130,300円	12,899 千円	496,119 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

	区	分	A CWII VI	給	料		月		額		等
							(参考)	類似団体は	こおける	最高/最低	額
給	市区	医町村	長		582,000	円		826,500	円/	410,000	円
				(円)					
料	副市	可村	長		566,000	円		630,000	円/	508,000	円
				(円)					
	議		長		275,000	円		330,000	円/	200,000	円
報				(円)					
	副	議	長	,	213,000	円		284,000	円/	164,000	円
酬	-344-			(100.000	円)					
EVII	議		員	,	199,000	円		270,000	円/	145,100	円
				(円)					
	市区	【町村	長	(25年度	支給割合)						
期	副市	可村	長		3.95		月分				
末手	議		長	(25年度	支給割合)						
当	副	議	長		3.95		月分				
	議		員								
`H				(算定力	i式)		(1期の	の手当額)		(支給時	#期)
退職	市区	[町村	長	582千円]×4年×520/1	00	12, 10	5千円		退職	庤
手当	副市	可 木	長	566千円]×4年×300/1	00	6, 79	2千円		退職	庤
	備		考	_	_						

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

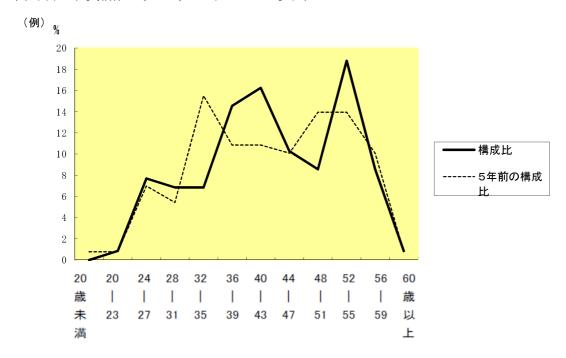
(冬年4月1日現在)

						(各年4月1日現在)
	_	区分	職	数数	対前年	 主な増減理由
部	"月		平成26年	平成25年	増減数	工な相似生山
普通。	一般行政部	議総税民衛農商·	2 25 7 9 9 7	2 28 7 9 10 7	△ 3 △ 1	機構改革による職員数の減・育休者の課 付解除等 機構改革による職員数の減
会計部門	会 計 部 門 教育部門		6 72 20 0	6 76 18	2	< 参考> 人口1万人当たり職員数 83.3 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.12 人) 世界遺産登録等に係る職員数の増等
		<u>肖防部門</u> 小 計	92	94	△ 2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 106.5 人 (類段団体の人口1万人当たり職員数 120.72 人)
公営企業等調	企会 その他 業計 小計		7 4 14 25	7 4 14 25	0	
	合	計	117 [176]	119 [176]	△ 2 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.4 人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

(2)年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
収貝奴		1	9	8	8	17	19	12	10	22	10	1	117

(3)職員数の推移

(単位:人:%)

							(単位:人:/0)
年 度 部門別	26年	25年	24年	23年	22年	21年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	72	76	71	75	80	82	▲ 10 (87.8%)
教育	20	18	22	24	21	21	▲ 1 (95.2%)
消防	_	_	_	_	_	_	(%)
普通会計計	92	94	93	99	101	103	▲ 11 (89.3%)
公営企業等会計計	25	25	25	26	26	26	▲ 1 (96.2%)
総合計	117	119	118	125	127	129	▲ 12 (90.7%)

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決質

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に占
	Α		В	B/A	める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
25年度	147,870	8,842	32,616	22.1	23.1

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費649千円を含まない。

区	分	職員数	給		与	費	一人当たり
		Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
25年月	¥	人	千円	千円	千円	千円	千円
40 4 B	Z.	6	17,216	3,684	6,226	27,126	4,521

(参考)23年度平均 一人当たり給与費 千円 5,278

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	38.2 歳	297,352 円	448,220 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事 業 者	歳		円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況ア 期末手当・勤勉手当

下仁田町		下仁田町(一)	般行政職)
1人当たり平均支給額(年度)		1人当たり平均支給額	(25年度)
	1,253 千円	1,409	千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等によ	る加算措置	職制上の段階、職務の	>級等による加算措置
· 役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (26年4月1日現在)

<u>イ 退職 手当(</u>	(26年4	. 月 1 ⊨	現在)						
下	仁	田	町		下仁	_田町(一	般行政時	哉)	
(支給率)	自己都	合	応募認	定•定年	(支給率)	自己都	合	応募認	定·定年
勤続20年	21.62	月分	27.025	月分	勤続20年	21.62	月分	27.025	月分
勤続25年	30.82	月分	36.57	月分	勤続25年	30.82	月分	36.57	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退	k職特例加	算(2%~	~20%加	算)	定年前早期退	職特例加	算(2%)	~20%加	算)
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	Į.		千日	円	1人当たり平均支給額	į	25	,004 千月	円
					(平成26年4月1日	日に支給率	の改定を	行っている	がため、平
					均支給額に係る		前年の最高	高限度額で	ある
					55.86となっている	5)			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (2.6年4月1日現在)

<u> (26年4月1日現在</u>	上)			
支給実		千円		
支給職員1人当たり		円		
支給対象地域	支給率	員数	一般行政職の制度(支給率)	
支給対象地域なし	人	%		

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

² 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

工 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(年度決算)	661 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	165,175 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	66.7 %
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険手当	天然ガス、LPガス及び次亜塩素酸ナトリ	リウム取扱いに従事する職員	240 千円	月額5,000円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出	動に備えて拘束される職	395 千円	一回につき 1,600円
宿直手当	※平成25年度の雪害対応による	もの	26 千円	一回につき 5,100円

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	5	年	度	決	算)	921 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額((25	年度	決算	í)	230 千円
支	給	実	績	(2	4	年	度	決	算)	480 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額((24)	年度	決算	í)	96 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

	1 (20年4月1日死	一般行政	49.49.4	十-6人中4主	土の一時日・エルチル		
手 当 名	ろ 内容及び支給単価 ¹		一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)		
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、 そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの 子5,000円加算	同	なし	788 千円	197,000 円		
住居手当	間家・間间八店有は家 賃額により最高27,000 円	同	なし	288 千円	288,000 円		
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤 距離に応じて2,000円~24,500円	厄	なし	410 千円	68,250 円		
管理職手当	課長 30, 200円 課長補佐 16, 600円	同	なし	1,067 千円	533,400 円		
初任給 調整手当	に主に勤務する者で採 用時の年齢に応じて支 公 0,000円~60,000円	異	一般行政 職同手当な し	0 千円	0 円		

(2) ガス事業 ① 職員給与費の状況

	$\frac{1}{2}$) 				
	区 分	総費用 純損益又は実		職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	24年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
I	25年度	千円	千円	千円	%	%
	20 平及	219,390	16,492	35,668	16.3	25.5

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費653千円を含まない。

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
20千尺	4	15,005	3,280	5,576	23,861	5,965	

(参考)24年度平均 一人当たり給与費 5,967

特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	40.0 歳	322,694 円	587,958 円
団 体 平 均	43.4 歳	345,700 円	524,918 円
事 業 者	歳		円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

<u> </u>				
下仁田町	下仁田町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)			
1,374 千円	1,409 千円			
(25年度支給割合) 期末手当 動勉手当	(25年度支給割合) 期末手当 動勉手当			
2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%			

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (96年4月1日現在)

<u> 1 返職于ヨ</u>	(26年4	ŀ月IF	<u> 1 現仕)</u>						
下	仁	田	町		下	仁田町(一	般行政時	哉)	
(支給率)	自己都	合	応募認	定•定年	(支給率)	自己都	合	応募認	定·定年
勤続20年	21.62	月分	27.025	月分	勤続20年	21.62	月分	27.025	月分
勤続25年	30.82	月分	36.57	月分	勤続25年	30.82	月分	36.57	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分
その他の加算措置 定年前早期は (退職時特別昇給 1人当たり平均支給	基職特例加 i 無し 額		~20%加) 千F	J	その他の加算措置 定年前早期设 (退職時特別昇終 1人当たり平均支給 (平成26年4月1 均支給額に係る 55.88となってい	■ 職特例加 計 無し 額 □ 日に支給率 ○ 支給率は前 ○ る)	25 の改定を j年の最高) ,004 千 行っている 高限度額で	円 るため、平 ある

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。 ウ 地域手当 (26年4月1日現在)

<u>(40年4月1日51</u> 1	工.)			
支給実		千円		
支給職員1人当たり		円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)
支給対象地域なし	%		人	%

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

工 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	802 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	267,467 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	60.0 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険手当	天然ガス、LPガス及び次亜塩素酸ナトリ	リウム取扱いに従事する職員	180 千円	月額5,000円
ガス主任技術者手当	ガス主任技術者として従事する職	損	240 千円	月額10,000円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出	動に備えて拘束される職	382 千円	一回につき 1,600円

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	5	年	度	決	算)	1,413 千円
職	負1	人当	たり	平均	支	給 年	額(2 5	年度	決算	i)	353 千円
支	給	実	績	(2	4	年	度	決	算)	460 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額(2 4	年度	決算	i)	153 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

カーその他の手当(26年4月1日現任)										
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)					
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、 そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの 子5,000円加算	同	なし	804 千円	201,000 円					
住居手当	借家・借間人居者は家 賃額により最高27,000 円	同	なし	0 千円	0 円					
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤 距離に応じて2,000円~24,500円	同	なし	287 千円	71,700 円					
管理職手当	課長 30, 200円 課長補佐 16, 600円	同	なし	445 千円	445,200 円					
初任給 調整手当	浄水場及びガス供給所 に主に勤務する者で採 用時の年齢に応じて支 給 0,000円~60,000円	異	一般行政 職同手当な し	0 千円	0 円					